

**舞鶴市SDGs体験プログラム実施業務
公募型プロポーザル実施要領**

**令和5年7月
京都府舞鶴市**

舞鶴市SDGs体験プログラム実施業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣 旨

舞鶴市は2019年にSDGs未来都市に選定されており、また豊かな自然、歴史・文化、幅広い地域コミュニティがあり、若者を惹きつける魅力的な地域資源がある。一方で、地域の担い手不足や、海洋プラスチックなど、この地域固有の課題がある。

本業務では、この地域資源を生かしつつ地域課題解決型の関係人口を増加させ、将来の担い手・移住者となるきっかけを生み出すため、若者向けのSDGs体験プログラムを企画・実施するものである。

当該業務については、本実施要領に基づき、公募型プロポーザルにより受託者の選定を行うこととする。

2. 委託業務の概要

(1) 業務名

舞鶴市SDGs体験プログラム実施業務

(2) 業務仕様書

別添「舞鶴市SDGs体験プログラム実施業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

(4) 委託契約額の上限（いずれも消費税及び地方消費税（10%）の額を含む）

導入調査業務 9,500千円

(5) その他

本実施要領に基づき決定した受託候補者と詳細な業務内容及び契約条件について協議し、合意に至った後、契約を締結する。

<契約にあたっての主な留意事項>

- ① 提案された企画内容は必要に応じて修正するものとし、そのまま委託するものではないこと。
- ② 提案された企画内容をもとに業務委託仕様書を作成し、契約するものとする。（別添業務仕様書は業務の大要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書の作成については受託決定後、協議のうえ作成する。）
- ③ 業務の全部又は一部について、市の承諾なしに他者に再委託することはできない。
- ④ 提案内容及び事業費等については、市との協議により変更することがある。
- ⑤ 委託契約の締結に当たっては、地方自治法や舞鶴市会計規則をはじめとする諸規程を適用する。

3. 参加資格

この公募型プロポーザルへの参加資格は、次の要件をいずれも満たす者であること。

- (1) 本業務と類似した教育プログラム等の企画、実施業務や、学生と地域との交流プログラム等の企画、実施業務の履行実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (3) 舞鶴市競争入札参加資格の停止に関する要領に基づく競争参加資格の停止の期間中の者でないこと。
- (4) 舞鶴市暴力団排除条例（平成24年条例第23号）第2条第3号に掲げる暴力団員等又は同条第4号に掲げる暴力団密接関係者と認められる者でないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 市町村税を滞納している者でないこと。

4. 企画提案

＜企画提案を求める項目＞

企画提案書は、別に定める仕様書に示した内容を踏まえた上で、概ね次の項目順により記載すること。

(1) 実施方針

(2) 企画提案事項

プログラムのコンセプト、目的

プログラムの内容（以下の項目を踏まえた提案とすること）

- ・人数
- ・実施内容
- ・成果目標（定量もしくは定性的なもの）
- ・SDGs要素
- ・地域、地域資源との関わり

スケジュール

(3) 実施体制（様式7）

(4) その他特に提案すべき事項

5. 一般事項

(1) プロポーザルの日程

公告	令和5年7月12日（水）
質問受付期限	令和5年7月21日（金）
質問回答	令和5年7月26日（水）
参加申込書提出期限	令和5年8月1日（火）午後5時
参加資格確認通知	参加申込書受領日から3営業日以内にメールで通知予定
企画提案書提出期限	令和5年8月21日（月）午後5時 必着
企画提案に関するヒアリング	令和5年8月下旬予定
審査結果通知日	令和5年8月下旬予定

(2) 選定方法等

舞鶴市SDGs体験プログラム実施業務委託プロポーザル評価委員会において次項「(3)」の企画提案書類等とともに、以下の審査基準により審査し、当該業務の履行に最も適した契約の相手方の候補者（以下「特定者」という。）を特定する。なお、審査は非公開とし、審査結果に対する異議申し立てはできないこととする。

審査項目	配点	審査の観点
実施方針	10	当該業務の目的・内容を十分に理解しているか。
企画提案内容	10	参加人数、目標など実現性のある提案か。
	10	独自性や事業効果が高い提案か。
	10	SDGs要素のある提案か
	15	市内の地域資源を活用し、地域や地元事業者などとの協働を促す提案か。
	10	事業実施におけるスケジュールは適切か。
	10	参加者を募る効果的な広報・周知を図る提案か。
業務実施体制	10	業務遂行上、必要な知識と実績を有する職員が配置されており、業務の遂行に必要な人員等実施体制が整っているか。
業務実績	5	参加資格に掲げる契約履行実績があり、対象事業は成果を上げているか。
見積額	10	提案内容に対して妥当な額か

①審査（ヒアリング）※予定

- ・ 企画提案者に対し、ヒアリングを実施する。
- ・ 出席者は、総括責任者を含む最大3人までとする。
- ・ ヒアリングの実施内容については、別途文書で通知する。
- ・ 応募者が1社の場合でも、優れていると認められた場合は特定者として選定する。
- ・ 応募が多数の場合は、舞鶴市SDGs体験プログラム実施業務委託プロポーザル評価委員長の一任のもと、書類選考を実施した後、書類選考通過者に対してヒアリング審査を行うものとする。書類選考の評価基準は上記のとおりとする。
- ・ 選定結果は、審査対象者全員に文書で通知する。

(3) 応募書類

<参加申込書類>

ア 事業参加申込書（様式1）

イ 事業者概要書（様式2）

事業者概要の添付書類

① 法人登記簿謄本（登録事項全部証明）

② 定款又は寄付行為、規約その他これらに類するもの

③ 法人格のない団体にあつては、代表者の住民票の写し

※上記書類のうち、公的機関が発行するものについては、申請日前3か月以内に交付されたものとする。

④ 市町村税の滞納のない旨の証明書（未納の税額がないことの証明書）（写し可）

※提出日前3か月以内に市町村の窓口で発行されたもの

⑤ 消費税及び地方消費税の納税証明書（未納の税額がないことの証明書）（写し可）

※提出日前3か月以内に税務署で発行されたもの（書式その3、その3の2、その3の3いずれも可）

ウ 業務実績書（様式3）

エ 応募資格の要件を全て満たす旨の宣誓書（様式4）

オ 事業者の概要を説明したパンフレット・リーフレット等

<企画提案書類>

ア 企画提案書（様式5に企画提案書（任意様式）を付し提出すること）

※企画提案書は、表紙・目次を除き20ページ以内とする。

※A3サイズ等の使用も認めるが、A4サイズを1ページとしてカウントする。

A3サイズ等を使用する場合はA4サイズに折りたたんで提出すること。

イ 配置予定職員・技術者経歴等（様式6）

ウ 業務実施体制表（様式7）

エ 業務実績書（様式8）

※様式3と同一内容。ただし、参加者が特定できる名称等記載しないこと。

オ 見積内訳書（様式自由）

[提出にかかる留意事項]

- ・ 応募1事業者につき申請は1件とする。
- ・ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- ・ 提出された書類の内容変更はできない。
- ・ 応募申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- ・ 提出方法は、持参又は郵送とし、郵送の場合は提出期限必着とする。

[企画提案書の取扱い]

- ・ 提出後の訂正、追加及び再提出は認めない。
- ・ 著作権は、それぞれの企画提案者に帰属する。

(4) 提出部数

<参加申込書類>

2部（正本1部、副本1部）

<企画提案書類>

10部（正本1部、副本9部）

※上記企画提案書類について、審査は匿名で行うため、副本9部については、内容に参加者が特定できる名称・記号・商標等を記載しないこと。

(5) 提出様式

様式に定めのあるものについては、舞鶴市ホームページからダウンロードして入手すること。

※舞鶴市ホームページ

「しごと・産業」－「入札・契約・工事施工」－「公告（プロポーザル・簡易公募等）」に掲載。

(6) 応募に関する質問

企画提案書に関する質疑については、以下の手順により受け付ける。

- ・ 受付期限：令和5年7月21日（金）正午（回答は7月26日（水）予定）
- ・ 質問は所定の質問書（様式9）によりファクシミリ、メールにて受け付けるものとする。
- ・ 質問に対する回答は、舞鶴市ホームページにて質問とともに公表する。

※質問書の提出でメールを利用する場合は「舞鶴市SDGs体験プログラム実施業務」の文字を必ず件名の冒頭に入れること。

(7) 提出先

〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044 番地

舞鶴市移住・定住促進課

電話：0773-66-1085 FAX：0773-62-5099

メール：iju-teiju@city.maizuru.lg.jp

6. その他

(1) 失格要件

以下の場合には、評価委員会において審査の上、失格になることがある。

- ア 企画提案書類に虚偽の記載・申告がある場合
- イ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ウ その他、評価委員会において不相当と認められた場合

(2) その他

- ア 応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。
- イ 提出された企画提案書等は返却しない。
- ウ 提出された書類等は必要に応じて複写する。なお、使用は市役所内及び評価委員会での使用に限る。提出された書類等は情報公開の請求により、舞鶴市情報公開条例に基づき開示することがある。

エ 審査の結果によっては、特定者を特定せず本手続きを終了する場合があります。

【問い合わせ先】

舞鶴市移住・定住促進課

担当：砂田・坂本

電話：0773-66-1085